

2010年12月2日

第 43 回社会保障審議会医療保険部会への意見

委員 横尾俊彦

市議会定例会のため出席叶いませんので、意見を提出します。

本来なら部会に出席のうえ、発言すべきところですが、これまでの議論及び事前にいただいた資料に目を通しての意見を述べますので、よろしくお願いします。

○「高額療養費制度」について

高額療養費における所得区分の見直しについて、現在、議論されている方向性には賛同できます。

しかしながら、これまでの部会における委員の御意見、私も含め、特に保険者の立場であられる委員からは、「被保険者への給付サービスの向上は必要であるが、昨今の保険者の財政状況を鑑みると、これ以上の保険者の財政負担、被保険者の保険料率の上昇は考えられない」との御意見が大勢であると認識しています。

後期高齢者医療制度を運営している当協議会においても、11月18日に厚生労働大臣へ提出した要望の中で、「高額療養費制度の見直しを財政運営期間の途中に行う場合、その財源を国費で補填」するよう求めているところです。

つきましては、各保険者の財政を圧迫せず、被保険者の保険料率に大幅な上昇が生じないような仕組みの構築、そのための国費投入について、十分御配慮いただきたく、意見として申し述べます。

また、本日の資料に案として提示されている「外来診療における高額療養費の現物給付化」についても、前述の要望において提出しているところです。

なお、いずれの検討事項においても、実施段階における留意すべき点として、被保険者・医療機関等への周知は言うまでもありませんが、被保険者の利便性が向上される分、保険者及び医療機関の事務が少なからず煩雑になることが思慮されるため、負担軽減に大きな役割を果たす「システムの改修・整備」が大変重要となりますので、その構築費用も併せ、十分御配慮いただきようお願いしたく、意見として申し述べます。